

令和8年度 松戸市母子・父子自立支援プログラム策定業務委託事業者選考委員会評価基準

1 趣旨

この基準は、令和8年度 松戸市母子・父子自立支援プログラム策定業務委託に関する提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 評価方法

- (1) 選考委員は、提案内容を基に別表「令和8年度 松戸市母子・父子自立支援プログラム策定業務委託事業者選考評価基準表兼採点表」で採点を行い、各委員の採点の合計点数が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (2) 評価点が最も高い者が複数いた場合には、重要度Aの評価項目のみの審査点を合計し、最も高い者を優先交渉権者とする。
- (3) 前項までの手順を踏んでもなお評価点の合計が同点の場合は、選考委員の合議による優劣の比較審査を行い、優先交渉権者を選考する。
- (4) 評価の結果、評価点の合計が各選考委員に配点された審査基礎点の合計の6割に満たない場合は、参加応募者が1者の場合であっても、優先的交渉権者として選考しないものとする。

3 評価点

各選考委員に配分される評価点は 150 点満点とし、各評価項目及び点数配分は別表のとおりとする。

選考委員採点	評価項目	評価の視点	重要度	評価					
				配点	特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1	基本方針	応募動機について、事業に対する意欲や熱意が感じられるか。	A	10	10	8	6	4	2
		組織として、安定的な運営が可能か。		10	10	8	6	4	2
		業務全体の実施方針について、事業の主旨を十分に理解し、松戸市の目指す方針に従った実施方針となっているか。		10	10	8	6	4	2
		ひとり親家庭が置かれている現状と課題に対する理解があり、松戸市母子・父子自立支援プログラム策定業務を運営するにあたって、事業の目的、内容に対して目標が明確かつ妥当か。		10	10	8	6	4	2
2	実施体制	策定員が業務を実施するにあたって、策定員が業務について相談できる等の十分なフォローアップ体制が整っているか。		15	15	12	9	6	3
		策定員の人材育成やスキルアップについて、効果的な取り組みがあるか。		10	10	8	6	4	2
3	業務の質	ひとり親家庭等の状況・ニーズに合わせた就労支援プログラム策定について、具体的な策定方法が提案、記載されているか。		15	15	12	9	6	3
		本事業の成果を把握するための具体的な方法が提案、記載されているか。		10	10	8	6	4	2
		ひとり親家庭における課題を把握するとともに、一人ひとりの状況に配慮した就労支援プログラム策定を行うことができるか。		15	15	12	9	6	3
		必要に応じて関係機関との連携を行なうことができ、関係機関との連携に関する取組・実績が具体的か。		10	10	8	6	4	2
4	業務の適正実施	守秘義務を厳守とともに、個人情報の適切な取扱いや保護について適切な措置を行なう管理体制であるか。		10	10	8	6	4	2
		相談者及び子どもの権利を第一に考え、緊急時においては適切な報告ができるか。		10	10	8	6	4	2
5	緊急時の報告	過去もしくは現在、母子・父子自立支援プログラム策定業務の実績があり、知識やノウハウを活用することができるか。		10	10	8	6	4	2
		見積額の項目が適当であり、かつ妥当な金額であるか。評価の算出式は次のとおりとする。 (3+2×[1-(見積額÷提案限度額)])		10	10	8	6	4	2
6	事業実績	過去もしくは現在、母子・父子自立支援プログラム策定業務の実績があり、知識やノウハウを活用することができるか。	B	5	5	4	3	2	1
		見積額の項目が適当であり、かつ妥当な金額であるか。評価の算出式は次のとおりとする。 (3+2×[1-(見積額÷提案限度額)])		150	150	120	90	60	30
評価点合計									